

## ■ 受講上の注意

### ≪ 必ずお読みください ≫

LEC 登録講習は、国土交通大臣の指定を受け実施する法定講習です。

下記「受講上の注意」を含む本冊子を全てお読みいただいた上でお申込ください。

申込書・申込フォーマットの提出により、「申込案内」全内容について承諾があったものとさせていただきます。

株式会社東京リーガルマインド（LEC：以下「当社」といいます。）が実施する登録講習をお申込の方は、申込時にこの受講上の注意をご理解・ご了承の上、これを各自大切に保管し、遵守してください。

### 1. 受講契約の成立

1. 登録講習の受講契約の成立時期は次の通りとなります。したがって、講座申込の前に、金融機関を通じて受講料を支払った段階、申込書を郵送した段階、あるいはインターネットで注文した段階では受講契約は成立しません。

#### ＜受講契約が成立するとき＞

お客様の受講申込手続きが完了し（当社コンピューターによる受講受付の記録を完了したとき）、当社がお客様に対して受講証（仮受講証を含む）を発行若しくは発送したとき、または、当社がお客様に対して通信講座の教材を発送したときのいずれか早い時点。

2. 受講料のお支払にクレジットカードをご利用になる場合、受講契約の成立時期は前項と同様ですが、その利用審査によりクレジット契約が有効に成立することが受講契約の成立要件となります。

3. 申込書の記載の不備・誤記、申込書または「申込案内」についての不知・誤解釈があったとしても、これによる不利益については、当社は責任を負いかねます。

### 2. 登録講習受講要件について

登録講習は、宅建業に従事している方に対する講習です。お申込後、宅建業を退職された場合また、社内で宅建業以外の部署に異動となった場合は受講資格を喪失します。

### 3. 従業者証明書について

本講習の受講に当たっては、宅建業法第 48 条に定める「宅建業従業者証明書」を携帯し、申込時にコピー（画像）を提出するほか、スクーリング出席時に「宅建業従業者証明書」原本を確認することが必要とされています。

・会社代表者についても従業者名簿に氏名を記載し、従業者証明書を発行する必要があります。

**＜賃貸住宅管理業＞ ＜マンション管理業＞ 等の従業者証明書では受講できません。**

### 4. 解約・返金等について

本条で使用する用語の定義は次のとおりとします。

・「受領済受講料」とは、当社がお客様から実際に受領した金銭の額をいいます。

・「講座開始」とは、以下のものをいいます。

お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、当社が発送した教材の一部がお客様の手元に到着したことをもって「講座開始」とします。

1. 受講申込後、お客様において下記の事由が発生した場合、お客様は当社に対して、受講契約の取消及び返金請求等のお申し入れをすることができます。なお、お申し入れの際には、次の各号に定める書面の提出が必要となります。

①お客様ご本人様が死亡した場合： LEC 所定の解約等申入書及びご本人様の相続人であることを証明する書面（被相続人の除籍謄本若しくは抄本、並びに相続人全員の戸籍謄本若しくは抄本及び同意書）

②お客様ご本人様について、重大な心身の疾病、妊娠、勤務先の倒産、就職・転職、異動・転勤、留学、資格試験等の合格、家族の介護、青年海外協力隊・ボランティア等の社会奉仕活動、受験資格がないことが判明した場合等により、受講することが不能または著しく困難、或いは不必要になった場合： LEC 所定の解約等申入書

③お客様の保護者様について、死亡、重大な心身の疾病、勤務先の倒産等により、受講することが不能または著しく困難となった場合： LEC 所定の解約等申入書

④その他の個人的事由により、受講することが不能または著しく困難であるとお客様ご自身若しくはその法定代理人等が判断した場合： LEC 所定の解約等申入書

前項のお申し入れは、原則としてご本人様またはその相続人が行うものとします。但し、ご本人様またはその相続人が申し入れを行うことができない場合は、その代理人により行うことができますが、前項各号に定める書面に加えて以下の書面の提出が必要となります。

- ①法定代理人による申し入れの場合：代理権を証明する書面（戸籍謄本もしくは続柄が記載された住民票）
- ②任意代理人による申し入れの場合：代理権を証明する書面（ご本人様の実印が押捺された LEC 所定の委任状及びご本人様の印鑑証明書）

2. 前項の申し入れに基づき、当社がお客様に返金する場合、返金額は次の通り算出します（1 円未満は四捨五入します）。

**①受講申込後講座開始前（当社からの教材発送前）の取消・解約等**

【受領済受講料】－【解約手数料】－【追加差引額】＝返金額

※【解約手数料】は、受領済受講料の 20%に相当する額とします。

※【追加差引額】とは、講座申込等を要件として提供した特典（物品・金券・ポイント・講座・サービスその他の経済的利益の一切）を指します。

**②講座開始後（当社からの教材発送後）の取消・解約等**

【受領済受講料】－【実施済受講料】－【解約手数料】－【追加差引額】＝返金額

※【解約手数料】は、【受領済受講料】－【実施済受講料】＝【基準額】とし、【基準額】の 20%に相当する額とします。

※【追加差引額】とは、講座申込等を要件として提供した特典（物品・金券・ポイント・講座・サービスその他の経済的利益の一切）を指します。

※「実施済」とは下記の場合をいい、【実施済受講料】の算出にあたっては受領済受講料に従って計算します。

**<通信講座について>**

お客様が実際に受講したか否かにかかわらず、取消・解約のお申し入れ時までに「教材到着済」となっている講義について、「実施済」とします。

**<スクーリングについて>**

スクーリングの日数にかかわらず、スクーリング初日の講義開始時刻を経過したことをもって、スクーリングすべてにつき「実施済」とします。

スクーリング初日の講義開始時刻を過ぎて取消・解約等のお申し入れをされた場合、返金致しません。

3. お客様の個人的事由により解約の申し入れをされた場合、返金に伴う各金融機関への振込手数料は、お客様のご負担となります。

4. 有効な登録講習修了者証明書を既にお持ちであるにもかかわらず誤って受講申込をされた場合、全額返金は致しかねます。上記規定に基づき返金額を算出させていただきますので、ご了承ください。

5. ご注文取消・解約等に伴い当社がお客様から教材または商品等の返品を受ける場合、返送料はお客様にご負担いただけます。

6. 特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）が適用されるお取引の取消・解約については、特商法及び同法関連の政令・規則等の定めによるものとします。

## 5. 受講証・教材（以下、発送物）について

①申込日から 10 日以上経過しても発送物が到着しない場合、または発送物に不足がある場合は、宅建講習専用ダイヤルまでご連絡ください。

②発送物が未着または不足であることについてご連絡がなく、スクーリングを欠席または修了試験が不合格となった場合、当社では責任を負いかねます。

この場合、受講料を返還することはできません。

③ご希望いただいたスクーリングクラスの集客状況により、発送物の発送日が遅れる場合があります。

④受講証を紛失した場合には、速やかに受講証の再発行手続を行ってください。尚、再発行手数料として 1 回につき 2,000 円(税込)を徴収させていただきます。

## 6. 修了試験結果通知について

修了試験結果につきましては、以下の方法で通知いたします。

【合格者】修了者情報通知書を普通郵便にて送付（7/26・27 発送分に関しては速達郵便）。

【不合格者】不合格通知書を普通郵便にて送付。

送付日（P.4-13）および到着（ポスト投函）に関しましては、ご自身でご確認をお願いいたします。

## 7. スクーリング日程について

本冊子内【スクーリング日程表】及び <https://www.lec-jp.com/takken/kouza/menjo/date.html> をご確認ください。

## 8. 申込時点でご希望クラスが定員に達している場合は、実施が確定している別のクラスをお電話にてご案内致します。

ご希望のクラスが全て満席の場合は当社からお客様へご連絡を差し上げ、受講可能なクラスをご案内致します。ご都合がつかず受講不可能な場合、お振込いただいた受講料を全額返還させていただきます。

## 9. スクーリング日程の変更について

スクーリングに欠席された場合、当社からはご連絡を差し上げません。スクーリング未受講の場合は未修了となり、受講料を返還することはできません。

**ご受講予定のスクーリング日程をやむを得ない事情で変更される場合にのみ”事前に”ご連絡いただければ、2024年7月までのスクーリング日程への変更を承ります。**

ご希望の場合は、宅建講習専用ダイヤルまでご連絡ください。

**【注】下記の場合、スクーリング日程の変更を承れません。予めご了承ください。**

- ① 当初ご受講予定のスクーリング日程初日の前日までにご連絡いただけなかった場合。
- ② スクーリング日程のうち一部の変更（ex.2日間クラスをご受講の方が、2日目のみを変更することはできません）。
- ③ 定員に達したクラスへの変更。
- ④ 実施未定のクラスへの変更。
- ⑤ 2024年8月以降（2025年度宅建士試験向け宅建登録講習）のスクーリング日程への変更。

## 10. スクーリング当日の持ち物について

スクーリング当日に教材・筆記用具をお忘れになられた場合、貸し出しはできません。また、時計については一部設置していない教室がございますので、ご持参ください。尚、携帯電話・PC等の電子機器を時計の代替として持ち込むことはできません。

## 11. 自然災害等の場合

自然災害等によりスクーリングが休講となった場合、後日当社より対応につきご連絡致します。スクーリング実施の有無が不明な場合には、身の安全を第一に考え来校を控えてください。尚、お客様へご連絡させていただく際は携帯電話へ優先的にご連絡致しますが、不通や留守番電話による応対が続いた場合には、勤務先・ご自宅等にご連絡させていただくことがございます。何卒ご了承ください。

## 12. 登録講習の修了者データ

登録講習の修了者データ（未修了者の方のデータを除く）は、国土交通省ならびに宅地建物取引士資格試験の実施団体である『（一財）不動産適正取引推進機構』及びその委託先に報告致します。

## 13. 虚偽の内容記載について

申込内容・証明内容に疑義が生じた場合には調査し、虚偽が判明した場合には修了証の発行は致しません。修了証発行後に虚偽が判明した場合、修了証を無効とします。受講料の返還はできません。虚偽記載に基づく申込申請により5問免除となり、登録講習修了証を使用して宅地建物取引士資格試験に合格した場合、この合格は取消されます。

## 14. プライバシーポリシーについて【個人情報の取り扱い】

個人情報とは、お客様の氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等の情報で、このうちの1つまたは複数の組み合わせにより、お客様個人を特定することのできる情報を指します。当社では、申込書及びその他書類等にてご提供いただいた、資格試験等に関連する講座・教材・サービスをご利用のお客様の個人情報は、お客様へのご連絡、資格試験の情報提供、当社のサービス・商品・人材募集等のご案内、今後のサービス向上のための統計データの算出と分析、アンケート等の依頼、アクセス状況の分析、教材発送、成績発表、答案の公表、本試験の結果確認、ロッカー・ビデオブース・自習室等の施設利用状況に関する施設内掲示、資格試験等試験主催団体への提供、その他前記に関連する目的に使用いたします。また、当社では、お客様に質の高い総合情報を提供させていただくために次の当社関連会社等（以下「LECグループ」という。）と個人情報すべてを共有させていただき、LECグループ各社のサービス・商品等に関するご案内に利用させていただきます。なお、個人情報を、お客様の同意なくLECグループ以外の第三者に開示することはいたしません（但し、法令により許される開示の場合等を除きます）。

当社（LECグループ各社を含む）では、個人情報を、お客様の同意なく上記の目的以外には使用しません（但し、法令により開示が許される場合等を除く）。

株式会社社会計創研／株式会社法律創研／株式会社公務行政創研／LEC 東京リーガルマインド大学・大学院 / 株式会社プロケア／株式会社 GAI／株式会社輪法／株式会社プロコン・ファーム／有限会社東京法律会計研究所／社会保険労務士法人 LEC／税理士法人 LEC／司法書士法人法思／弁護士法人 LEC／KIGYO 支援有限責任事業組合／特定非営利活動法人エヌビーオー生涯学習／特定非営利活動法人エヌビーオー専門職ネット／特定非営利活動法人 NPO 全国就職支援協議会／特定非営利活動法人 NPO 公共サービス機構／提携校／その他の関連会社・団体